

蒲郡市ごみ処理基本計画

—概要版—

平成26年3月

蒲 郡 市

1. 計画策定にあたって

高度成長期時代に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、私たちの生活を便利で快適なものとしましたが、結果として地球温暖化や酸性雨など、地球規模での深刻な環境問題を引き起こすこととなりました。これらの問題に対応するため、国や県では、ごみの削減により環境負荷を低減するだけに留まらず、環境と経済が両立した新たな循環型経済システム（循環型社会）の構築を推進しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、また将来的にも適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施することにより、「循環型社会」の形成を目指すため、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2. 計画期間


本基本計画は、目標年度を平成 40 年度（2028 年度）までの 15 年間に計画期間とします。

3. ごみ処理の状況

1) 家庭系ごみの分別区分

以下に家庭系ごみの分別区分と収集回数を示します。（平成 25 年 11 月現在）

ごみの分別は大きく分けて 6 種類となっており、さらに資源物及び不燃ごみを 10 品目に細分化しています。

区 分		種 類	収集頻度
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、草など（30 cm以下）	週2回
資源物	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 	週1回
	びん	飲料用びん、化粧品のびん	月2回
	空缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	
	金属	なべ、やかん、フライパン、包丁、釘など	
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調理食品用ペットボトルなど	
	古紙	紙パック、新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみなど	
	古着	衣類の古着等	
	乾電池	使用済み乾電池、ボタン電池	
不燃ごみ	埋立ごみ	ガラス食器、コップ、茶碗、陶磁器、電球、蛍光灯など	月2回
	破碎ごみ	リモコン、電卓、プラ製のおもちゃなど（30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック）	
粗大ごみ		タンス、机、椅子、扇風機、石油ストーブ、電子レンジ、自転車など	直接持込
大型可燃ごみ		マットレス、じゅうたん、カーペット、布団など	直接持込
剪定枝木		草、樹木、竹など（30 cm超）	直接持込

本市の施設では処理できないものを次に示します。

本市の施設では処理できないもの

区 分	種 類	処 理 方 法
廃家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店での引き取り ・一般廃棄物収集業者に依頼 ・メーカー指定引取場所への持ち込み
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン3R推進協会に依頼
オートバイ	オートバイ、原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店等での引き取り
処理困難物	タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬、農機具など	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店等に相談

2) 収集・運搬の概要

収集方式はステーション方式を採用しています。

燃えるごみは指定袋、不燃ごみ及び資源ごみは「かご」または網袋による排出となっています。

3) 中間処理の概要

中間処理の概要は以下のとおりです。

ごみの焼却処理に伴い蒲郡市クリーンセンターから発生する熱エネルギーは、健康保持増進施設のユトリーナ蒲郡の給湯や冷暖房熱源として有効利用しています。

区 分	処 理 方 法	
可燃ごみ	蒲郡市クリーンセンターで焼却処理	
資源物	プラスチック製容器包装	蒲郡市リサイクルプラザで破碎または選別後、減容化できる資源物は圧縮し、梱包・保管
	びん	
	空缶	
	金属	
	ペットボトル	
	古紙	
	古着	
乾電池		
不燃ごみ	埋立ごみ	蒲郡市リサイクルプラザで破碎し、資源物は選別後、圧縮・梱包。資源以外は可燃物を焼却処理、不燃物は埋立処理
	破碎ごみ	
粗大ごみ		
大型可燃ごみ	蒲郡市クリーンセンターで焼却処理	
剪定枝木	一色不燃物最終処分場で破碎後、焼却処理（一部有効利用）	

4) 最終処分の概要

中間処理後の焼却灰及び埋立ごみ破碎残さは、蒲郡市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。蒲郡市一般廃棄物最終処分場の埋立容量は約 113,000m³ であり、残余容量は約 63,000m³（平成 25 年 3 月末現在）となっています。

4. ごみ処理の基本方針

本市では、「第四次蒲郡市総合計画」に基づき、以下に示す基本方針のもと、ごみの減量化及び資源化施策を推進していきます。

基本方針1 ▶ ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

基本方針2 ▶ 市民、事業者、行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制及び資源化を推進していくためには、市民は環境に配慮したライフスタイルや5R*に取り組み、事業者は製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取組が必要です。

※ゴミの減量（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ゴミになるものの拒否（リフューズ）、修理しながら使い続ける（リペア）の5R行動

5. ごみ処理の達成目標

本市では、将来的にも持続可能なごみの減量化及び資源化施策を推進していくことにより、以下の目標を達成することを目指します。

減量化・資源化等の目標

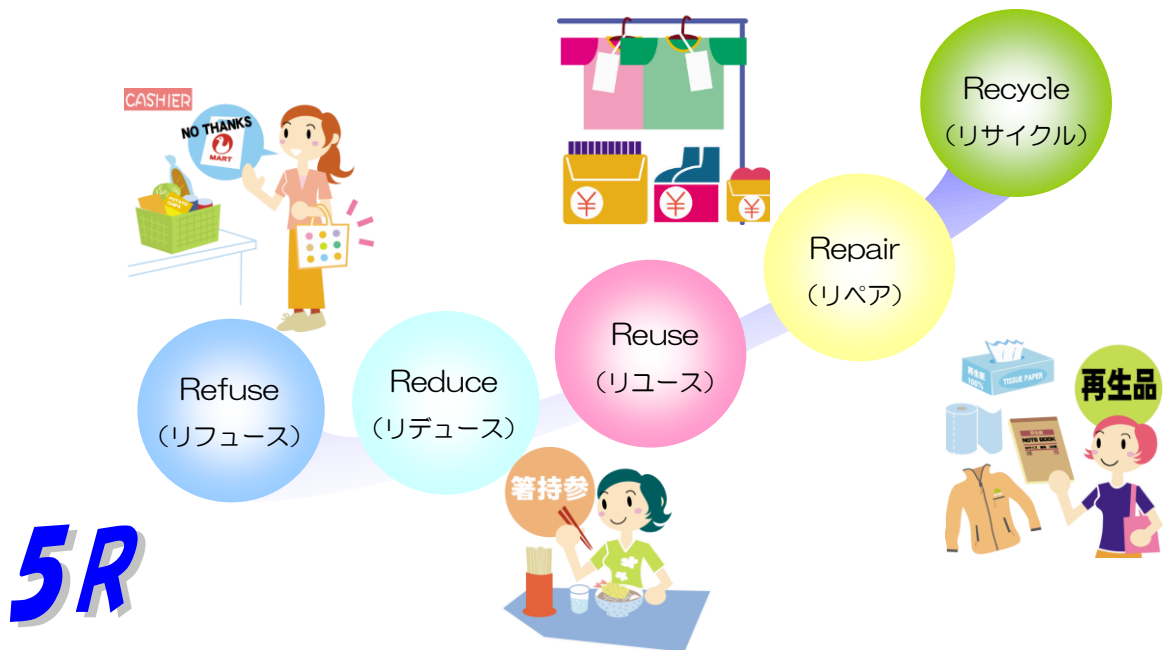
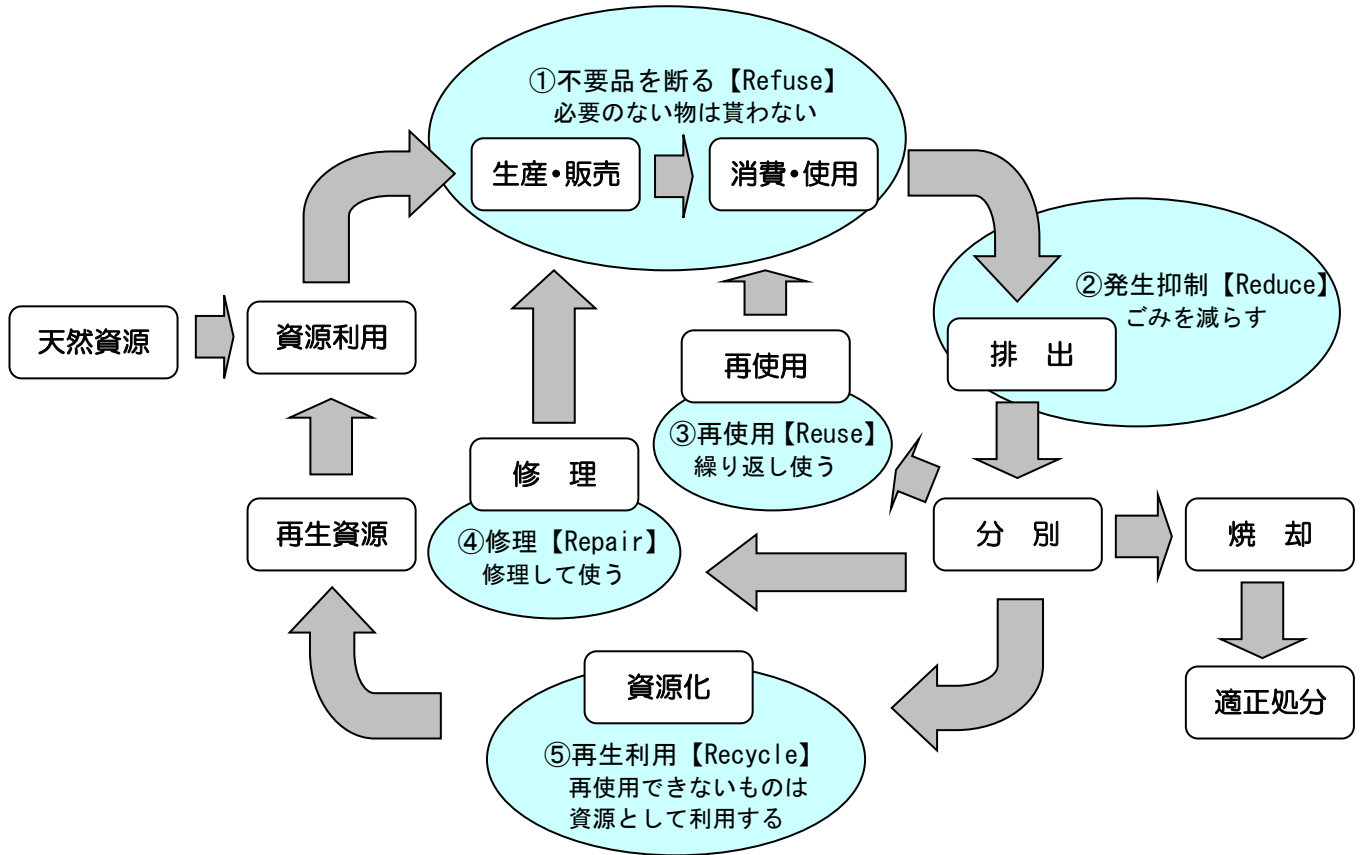
区 分	実績値 (H24)	最終目標 (H40)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	785g/人・日	667g/人・日以下 【平成24年度に対して15%以上の削減】
し尿等除く1人1日当たり 事業系ごみ排出量*	313g/人・日	250g/人・日以下 【平成24年度に対して20%以上の削減】
リサイクル率	16.5%	25%以上
最終処分量	3,439t/年	平成24年度に対して25%以上の削減

※：し尿等を含んだ事業系1人1日当たり事業系ごみ排出量：H24、385g/人・日

6. ごみ処理基本計画の体系(5R)

本市の循環型社会の構築を目指すため、5R行動を推進していきます。

5Rのごみ処理・リサイクルフローの概要(イメージ図)



7. ごみ処理の取り組み

発生抑制・再資源化のための取り組み

取り組み番号		取り組みの内容
市民における方策	取組1	資源物の分別収集及び集団回収への協力
	取組2	生ごみの減量・資源化（水切り、生ごみ処理機の活用）
	取組3	過剰包装等の自粛
	取組4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
事業者における方策	取組1	発生源としての排出抑制の取り組み
	取組2	過剰包装の抑制
	取組3	流通包装廃棄物の抑制
	取組4	使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換
	取組5	店頭回収等の実施
	取組6	事業者間での減量化・資源化に向けての協力
	取組7	処理手数料の見直し
市における方策	取組1	定期的な啓発、教育活動の展開
	取組2	小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し
	取組3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	取組4	グリーン購入の推進
	取組5	ごみ処理の有料化の実施
	取組6	草木類、し尿・汚泥などの有機性廃棄物の資源化

ごみ処理に必要な計画

区分		計画の概要
収集・運搬計画 （家庭系ごみ）	基本方針	ごみの分別や排出ルールの周知徹底 迅速かつ衛生的な収集・運搬の実施
	収集体制	粗大ごみを除き、ステーション収集方式を継続
	分別区分	法制度改正等に合わせ、計画的に見直しを実施
中間処理計画	基本方針	効率的な適正処理の継続
	将来的な方向性	既存施設の延命化のため、設備・機器の適切な補修等の整備を行う。ごみ処理の広域化を図るため、ごみ焼却施設の集約化について検討する。
最終処分計画	基本方針	適正な処理方法で実施し、生活環境の保全に努める
	将来的な方向性	新たな最終処分場の確保が困難であるため、既存施設の延命化を図る。
その他、必要な事項	不法投棄対策の強化	
	一般廃棄物処分業許可と適正処理困難物への対応	
	一般廃棄物収集運搬業の許可	
	地球温暖化防止に関する対応	